

平成28年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成28年5月31日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告  
(町長招集あいさつ)
- 第 4 報告第 1号 平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 議案第34号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第35号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 7 議案第36号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第37号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第38号 消防ポンプ自動車(CD-1型)の取得について
- 第10 陳情第 1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択について
- 第11 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 酒井要君

6番	江 守	勲 君
7番	小 畑	傳 君
8番	上 田	誠 君
9番	金 元 直	栄 君
10番	樂 間	薫 君
11番	齋 藤 則	男 君
12番	伊 藤 博	夫 君
13番	奥 野 正	司 君
14番	中 村 勘	太郎 君
15番	川 治 孝	行 君
16番	長 岡 千	恵子 君
17番	多 田 憲	治 君
18番	川 崎 直	文 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	平 野 信 二 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	竹 内 貞 美 君
総 務 課	長	山 下 誠 君
財 政 課	長	山 口 真 君
総 合 政 策 課	長	太 喜 雅 美 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課	長	野 崎 俊 也 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課	長	小 林 良 一 君
商 工 観 光 課	長	川 上 昇 司 君
建 設 課	長	平 林 竜 一 君

上 下 水 道 課 長	清 水 昭 博 君
永 平 寺 支 所 長	山 田 幸 稔 君
上 志 比 支 所 長	酒 井 健 司 君
学 校 教 育 課 長	坂 下 和 夫 君
生 涯 学 習 課 長	山 田 孝 明 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐々木 利 夫 君
書 記	多 田 和 憲 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る5月26日、町長より平成28年第4回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成28年第4回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、江守君、7番、小畑君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、5月31日から6月17日までの18日間としたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、5月31日から6月17日までの18日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、提案いたします議案等についてご説明いたします。

若葉が初夏の日差しにまぶしく輝き、木々を渡る風にも初夏の気配を感じる季節となりました。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集賜り厚く御礼申し上げます。

4月に発生しました熊本地震の余震が今なお続いており、多くの方が避難生活を余儀なくされ、大変なご苦勞を強いられております。

国は、震災の復旧、復興を進めるため、被災者の生活再建や道路の復旧費用などを盛り込んだ補正予算を今月17日に成立させ、財政支援からも復興に全力を尽くすとしております。

本町も、福井県町村会を通じ50万円、B&Gを通じまして5万円の義援金のお見舞いをさせていただきました。また、小中学生を初め、町民の皆様からも多くの温かい義援金が寄せられております。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

5月29日に、自主防災組織地区リーダーを初め、町民650名の参加をいただき、防災・危機管理アドバイザーの山村先生の研修会が緑の村ふれあいセンターで開催されました。災害時は、自助、共助、公助が機能することが大事であることは言うまでもありませんが、その上で近くの人を助けるには、近くの隣人の協力が必要である自助と共助の間に、近助があると講演をされました。

本町におきましても、地区や自主防災組織を中心に、日ごろからのコミュニケーションが重要であることを再認識し、地区内の顔が見える地域活動や行事が、いざというとき大きな力になるということを、区長会、防災の会議等いろいろな

場で説明や周知をしてまいりたいと考えております。

昨年日本に訪れた外国人観光客数は2,000万人近く。国は、2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人の目標を立てており、日本経済を支える大きな産業となっております。

このような背景から、町も文化、物産等の素材を積極的にPRしており、国内外のマスコミに大きく取り上げられる機会もふえてまいりました。昨年は、ミラノ博覧会に福井県が「禅（ZEN）と精進料理」をテーマに出展をし、永平寺町も参加させていただき、海外での関心の高さを再確認しました。

今年度、県は、インバウンド観光に対する福井県のテーマを「禅（ZEN）」としたところであります。

本町におきましては、昨年度は永平寺門前商店街エリアに県の補助事業による無料Wi-Fiを整備したほか、国の地方創生先行型交付金を活用して3カ国語に対応した永平寺町アプリケーションの運用も4月より開始しております。今年度は、総務省の多言語音声翻訳の実証実験地として全国6団体のうちのひとつに選定されましたので、タブレット端末を使った通訳システムを門前地区や駅等に設置をさせていただき、事業を進めさせていただきたいと考えております。

去る17日には、県境を越えて観光の広域化や外国人観光客の誘致を図ろうと、勝山、あわら、坂井市と本町、石川県加賀市で越前加賀インバウンド推進機構を設立しております。駅や宗教文化施設をつなぐ交通手段や周遊ルートの造成、町民ガイドの養成、国内外の商談会の参加、外国人に対応したパンフレット制作等を計画しております。また、インバウンド観光だけでなく、隣接市町との連携、協力体制を整え、本町としても、ほかの地域にない魅力を磨き上げ、連携することによる強みを発揮させ、外国人誘客施策に結びつけたいと考えております。

また、3月19日にオープンした道の駅「禅の里」の来場者が2カ月間で10万人に達しております。指定管理を受けていただいております株式会社きらりさんが、地域の振興を考えながらの積極的な運営を行っていただき、施設で販売される地元野菜や加工品、新商品が好調な売れ行きであり、運営や出荷にかかわる地元の皆様のやりがいや新たな発想につながっており、地域の発展に大きな力となっております。これからも、県内観光、情報発信のハブ機能を果たしていくものと期待しております。

また、今年度、利用者の利便性を考えてリニューアルスタートしましたふるさと納税も、4月からの2カ月間で既に100万円を超えております。町外からふ

るさと納税をいただいた方々の温かい気持ちを町の収入としてしっかりと活用させていただきます。また、町内の特産品を返礼させていただいており、町内経済の活性化につながることも期待しております。

インバウンド、道の駅、ふるさと納税の経済効果のほか、ブランド化などのさまざまな地域経済を活発にするための施策を実行しておりますが、永平寺町内で商売、農業を頑張っておられる皆さんに効果を実感していただける、また永平寺町で起業したいと思っていただけることを目標に、国、県からの情報を的確に捉え、これからも取り組んでまいります。

5月26日には、「ふるさと創造拠点施設」の安全祈願祭・起工式が行われました。禅文化をイメージしたデジタル映像を体感していただく空間や九頭竜川の生態系や釣り文化の紹介を行い、町の情報を集約して発信するほか、すぐれた製品の販売を含めた紹介ブースを設け、町の魅力発信拠点施設として整備してまいります。町に訪れた人や町民の皆様の利用はもとより、各種団体、大学サークルなどに研修、視察、イベント施設として活用していただくことも考えております。来年3月完成、4月オープンに向け、着実に進めてまいります。

次に、松岡中学校武道場の新築工事につきましては、今定例議会の補正予算に事業費を計上しており、松岡中学校の部活動の環境改善はもとより、学校、町民への開放、福井しあわせ元気国体のアップ会場としても活用いたしますので、地元や関係機関とも十分に調整をし、来年3月完成に向け事業を進めてまいります。

福井しあわせ元気国体開催に向けた体制につきまして、来年度からプレ競技が行われるため、競技会場の整備はもとより会場付近の道路の整備など、町民の皆様、「福井しあわせ元気国体」・「障害者スポーツ大会永平寺町実行委員会」と連携を図り、花いっぱい運動や大会運営ボランティア等の受け入れを整え、大会の成功に向けしっかりと目標設定を定め計画をして、スピード感を持って万全の体制で準備を進めてまいります。

昨年度は、財務局より多くの運営上のご指摘、ご指導をいただき、役場内部でのチェックできる仕組みをしっかりと整えてまいりました。慣例となっていた事務を正し、コンプライアンスを遵守するよう組織づくりに努めており、4月より各課の事業がスムーズにスタートしたところであります。

それでは、今回ご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、国の補正予算による加速化交付金事業、グループホーム、小規模多機能型事業所の

整備補助金、サンサンホールに整備するバイオマスボイラー整備事業ほか11事業の繰り越しをいたしましたので、事業に対する金額や財源等について報告するものであります。

次に、平成28年度一般会計の補正予算について申し上げます。

自治会が新規に設置する防犯灯の設置申請の増や、複数の市町が連携し、観光地の魅力向上のため、広域的な周遊・滞在型観光事業を推進するための計画策定に対する負担金を盛り込んだほか、来年3月完成に向け松岡中学校武道場の整備事業を計画しており、総額2億1,024万7,000円の増額となった次第です。

これら歳出の財源となります歳入につきましては、国・県補助金、合併特例債、繰越金等を増額しております。

次に、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計について申し上げます。

過年度事業の清算に伴い、介護給付費、地域支援事業補助金の返還金を計上したほか、下水道事業特別会計において非常勤職員を雇用しましたので、賃金を計上しております。

これら歳出の財源となります歳入につきましては、前年度繰越金、一般会計からの繰入金を増額しております。

永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、建築基準法での特別非常階段に係る規制の見直しに伴うもので、条例の一部改正を行うものです。

消防ポンプ自動車の取得につきましては、地方自治法及び条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、本定例会に提案いたします議案等につきまして、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第1号 平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、報告第1号、平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題とします。

報告を求めます。



河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました報告第1号、平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告を申し上げます。

平成27年度から平成28年度に繰り越しをさせていただいた主な事業は、国の補正予算による加速化交付金事業などの11事業で、繰越額は4億7,988万6,000円でございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、報告第1号、平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明をさせていただきます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告を申し上げるものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

初めに、款2総務費、永平寺町固定資産台帳整備業務1,944万円は、仕様書の検討及び町所有の資産把握に時間を要したため、年度内の事業完了ができないことから、繰り越しさせていただいたものであります。また、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金714万7,000円から款3民生費、低所得の高齢者向けの給付金支給事業6,126万2,000円までの4事業及び款7商工費、越前加賀インバウンド推進事業700万円は国の補正予算に対応した事業で、3月補正等で計上し、全額繰り越しして執行するものでございます。

次に、款3民生費、介護施設等整備事業7,766万2,000円は、補助対象事業者の選定がおくれたため、年度内に完成できないことから、繰り越しさせていただいたものであります。

次に、款6農林水産業費、九頭竜川中部種苗育成施設新設事業負担金1億7,112万9,000円は、平成27年度に事業全体の補助金交付申請を行いました。建築工事分については平成28年度の事業採択予定となったため、繰り越しさせていただいたものであります。

次に、款7商工費、観光まちなみ魅力アップ事業1,832万8,000円は、基本計画の内容変更や県との協議、地権者との用地交渉等に時間を要したため、年度内の完了が見込めないことから、繰り越しさせていただいたものであります。

次に、款8 土木費、社会資本整備総合交付金事業2, 878万2, 000円は、永平寺インター整備事業において、国、県施工の関連工事との調整に不測の日数を要したこと等により年度内完成が見込めないことから、繰り越しさせていただいたものであります。

次に、款10 教育費、公共施設再生可能エネルギー等導入事業2, 685万円は、県との協議に時間を要し補助金の交付決定が1月初旬となったことにより、年度内完成が見込めないことから、繰り越しさせていただいたものであります。

繰越額は、11事業、6億7, 988万6, 000円でございます。財源につきましては、国県支出金が3億9, 827万7, 000円、地方債が800万円、その他負担金が1, 069万6, 000円、一般財源は6, 291万3, 000円でございます。

以上、平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 1点お願いいたします。

九頭竜川中部の施設負担金ですけれども、今ほど説明では、建物は28年度採択に回ったということで繰越明許ということですが、通常こういうやり方をするのかなというのがちょっと。

事業主体が漁協ということでもありますから、あくまでも負担金。そうなりますと、今年度は負担金を流して、そして28年度新たに計上する。すなわち、建物が間違いなく採択されるかどうか。それはそんなことはないと思いますけれども、そこがある意味100%決定ではないというところから、繰越明許じゃなくて次の新しい、28年度の新たに採択決定後に負担金計上ということが普通ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 今回の工事の場合、永平寺町だけではなくて、福井市、坂井市も負担をするわけでございます。そういう意味で、永平寺町が代表町としてこういった取りまとめを行っておりますが、その福井市、坂井市とも協議をした結果、このような形にお互いそれぞれしましょうという話になりましたので、それぞれ足並みをそろえてこういう形にさせていただいたということでござい

す。

以上です。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ほかの自治体との協議ということではありますが、会計的にその処理は妥当ということではないですか。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 妥当だというふうに考えてます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成27年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第5 議案第34号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第6 議案第35号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第36号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第5、議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第36号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第34号から日程第7、議案第36号までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第36号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第34号、永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出では、総務費で通知カード、個人番号カードの作成、発送の関連事務の追

加負担金を計上したほか、自治会が新規に設置する防犯灯に対する補助金を交付申請の実績により増額するものでございます。

観光費におきましては、複数の市町が連携し、観光地の魅力向上を図るとともに、広域的な周遊・滞在型観光エリアを創出しさらなる誘客や観光消費額の拡大などを図るため、周遊・滞在型観光推進事業の計画策定に係る負担金を計上するものでございます。

土木費におきましては、領家歩道橋架設工事において、矢板打ち込み工法の変更に係る工事費を予算化するものでございます。

教育費におきましては、国の学校施設環境改善交付金の内定が出たため、松岡中学校武道場新築工事及び監理業務に係る費用を計上したほか、本町の友好交流都市である中国・張家港市より政府代表団と学生代表団が来訪することになったため、本町の中学生との交流事業を実施するために必要な経費を予算化するものでございます。

以上により、一般会計補正予算の総額は2億1,024万7,000円となった次第でございます。

これらの歳出の財源となります歳入は、国庫支出金、県支出金、合併特例債、前年度繰越金等により措置をしております。

次に、議案第35号、永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、平成27年度の実績に基づく精算により国県負担金の交付額の超過が発生しましたので、その返還分990万1,000円を計上するものでございます。

財源につきましては、前年度繰越金による措置をしております。

次に、議案第36号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、職員の途中退職による嘱託職員1名分の賃金を計上するものでございます。

財源につきましては、一般会計繰越金により措置をしております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第36号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,024万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,765万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額については、6ページから7ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

第2条、地方債補正については、8ページの第2表、地方債補正によるところでございませう。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

12ページをお願いしませう。

款2総務費、目5企画費、コミュニティ会館整備支援事業補助金30万円は、永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補助金の交付申請がありましたので、自治会館のバリアフリー改修に対する補助金を予算化するものでございませう。

同じく目6防犯費、防犯施設整備補助金155万6,000円は、自治会管理防犯灯設置補助金の交付申請の実績により増額するものでございませう。

中段の目1戸籍住民基本台帳費、通知カード・個人番号関連事務負担金459万8,000円は、通知カード、個人番号カードの作成、発送の関連事務の追加負担金を計上するものでございませう。なお、財源は、全額国庫補助金でございませう。

下段の款4衛生費、目1保健衛生総務費、産後医療相談事業委託料17万5,000円は、第1子を出産した母親を対象に、育児による心身の負担軽減を図ることを目的に医療相談を受けるのに必要な経費の一部を公費で負担するものでございませう。財源として、歳入で県補助金8万7,000円を計上してございませう。

13ページをお願いしませう。

款7商工費、目3観光費、周遊・滞在型観光推進事業負担金137万5,000円は、複数の市町が連携し、観光地の魅力向上を図るとともに、広域的な周遊・

滞在型観光エリアを創出し、さらなる誘客や観光消費額の拡大などを図るため、県の事業を活用して事業を推進するものでございます。本町は、福井市とのエリア及び勝山市、大野市とのエリアに参画し、平成28年度は計画策定を行うものでございます。

次に、款8土木費、目3道路新設改良費、領家歩道橋架設附帯工事1,627万1,000円は、領家歩道橋架設工事の矢板打ち込み工法の変更に係る工事費を予算化するものでございます。

14ページをお願いします。

下段の款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費の委託料及び工事請負費は、国の学校施設環境改善交付金の内定が出たため、松岡中学校武道場新設工事1億7,226万円及び工事監理業務委託料606万8,000円を予算化するものでございます。なお、財源として、国庫補助金1,798万3,000円、合併特例債1億4,600万円を歳入で計上しております。

同じく目2教育振興費、張家港市学生代表団交流事業受け入れ補助金29万円は、本町の友好交流都市である中国・張家港市より政府代表団と学生代表団が来訪することとなったため、本町の中学生との交流事業を実施するために必要な経費を予算化するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、11ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金、個人番号カード交付事業費補助金459万8,000円は、通知カード、個人番号カードの作成、発送の関連事務に対する補助金でございます。

目8教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金1,798万3,000円は、松岡中学校武道場新設工事に対する補助金でございます。

款18繰越金、前年度繰越金3,923万8,000円は、6月補正予算に係る財源として平成27年度からの繰越金を計上するものでございます。

款20町債、合併特例債1億4,600万円は、松岡中学校武道場新設工事の財源として予算化するものでございます。

以上、議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第35号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,212万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、19ページから20ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

24ページの歳出から申し上げます。

款5諸支出金、目2償還金990万1,000円は、平成27年度の実績に基づく精算により、国庫負担金、県負担金の返還が見込まれるため、その返還分を補正するものでございます。

戻りまして、23ページの歳入につきましては、歳出の財源として前年度繰越金を計上しております。

続きまして、議案第36号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億766万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、28ページから29ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

33ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費の嘱託職員賃金163万7,000円は、職員の途中退職による嘱託職員1名分の賃金を計上するものでございます。

戻りまして、32ページの歳入につきましては、歳出の財源として一般会計繰入金を計上しております。

以上、議案第34号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第36号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第34号から議案第36号までの3件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第8 議案第37号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第8、議案第37号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第37号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

建築基準法施行令が一部改正され、6月より施行されたことにより、条例中、建築基準法施行令の規定を引用している規定の改正をお願いするものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(吉川貞夫君) それでは、議案第37号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

建築基準法施行令において、4階以上の建物については、保育室と非常階段、これはバルコニーまたは付室でつなぐこととなっております。その付室において、



これまで排煙設備または外気に向かってあける窓を設置することになっておりましたが、今回の改正により排煙設備等の設置基準が削除され、かわりに階段への煙の流入を防止する設備を設置するということになりました。

したがって、この規定を引用している条例中、小規模保育事業及び事業所内保育事業の設備基準の規定の改正をお願いするものでございます。また、あわせて、建築基準法改正により号の繰り下げがありましたので、条例中、これを引用している規定の号数の繰り下げもお願いしたいと思います。

以上、ご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第37号を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第9 議案第38号 消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第9、議案第38号、消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第38号、消防ポンプ自動車の取得について、提案のご説明を申し上げます。

消防団の車両整備により消防団の充実強化を図るため、消防ポンプ自動車（CD-1型）の購入に係る入札が5月25日に執行され、契約相手方と物品購入契約を締結するに当たり、契約金額が1,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） ただいま上程いただきました議案第38号、消防ポンプ自動車の取得についての補足の説明をさせていただきます。

本件は、5月25日に入札が執行され、契約相手方との契約締結をするに当たり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要につきましては、名称、消防ポンプ自動車（CD-1型）。数量、1台。契約方法、指名競争入札。契約金額、1,711万8,000円、うち消費税相当額126万8,000円。契約相手方、住所、福井県福井市大手3丁目11番4号。氏名、暁産業株式会社、代表取締役、荒木伸男。

また、この車両は、非常備消防（消防団）に配備するものでございます。

以上、補足の説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第38号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第10 陳情第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第10、陳情第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択についてを議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号を陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第11 議員派遣の件～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元の配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

---

(午前10時45分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日6月1日から5日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、明日6月1日から5日までを休会とします。

6月6日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく  
願います。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前10時45分 散会)